

4 総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑

2014年10月6日

◆付託議案に対する質疑（総務部関係）

Q. 奥田委員

第124号議案について伺う。

6月の補正予算で33億円を修繕費用として計上しているが、工事費の積算はどのように行ったのか。

A. 営繕課長

工事費の積算は、まず、数量を算出し、それに単価を掛けて算出する仕組みになっている。単価は県単価や刊行物を優先的に使用するが、ない場合はメーカー見積りを3者以上とり、ヒアリングなどにより実勢価格を確認して使用している。

Q. 奥田委員

積算時には、落札した銭高組にヒアリングは行っていないのか。

A. 営繕課長

銭高組に積算上の相談や協議は行っていない。

◆請願に係る意見（議請第13号）

奥田委員

議請第13号について、採択を求める意見を述べる。

周知のように、この4月から消費税が5%から8%へと増税され、4月～6月期のGDPがマイナス7.1%と落ち込んだ。とりわけ家計消費はマイナス19.5%と、1973年のオイルショック直後に匹敵する落ち込みとなっている。政府はこの落ち込みについて、想定内と強気な発言をしているが、金融市場にどれほど資金を流し込み、株価を引き上げても国民の実感はごまかせない。7月実施の県政世論調査によれば、生活

が苦しくなったと答えた県民が47%と、5ポイント以上増えている。

そもそも消費税という税制自体が、所得が低い人ほど重くのしかかる逆進性の強い不公平税制である。しかも、国は、「社会保障のため」と言いながら、国民にとっては給付削減と負担増が目白押しで、消費税増税の口実が偽りだったことは明白である。

請願文書にもあるが、消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する「応能負担の原則」に立った税制改革と賃上げをはじめ、国民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充の財源の確保は十分可能である。そして、その方が、日本経済を立て直せる道が開ける。今、政府がやるべきことは消費税の増税中止の決断であり、埼玉県議会として本請願を採択すべきである。